

江戸川中流域における古代遺跡の利活用実態に関する研究

—春日部市・野田市を対象として—

A Study on Actual Situation for Utilization of Ancient Ruins

-Case study on Kasukabe city and Noda city-

○井上恭介¹, 押田佳子²*Kyosuke Inoue¹, Keiko Oshida²

Abstract: In this study, we focused on the significance of the existence of the historic site park for the utilization of ancient ruins. As a result, it was clarified that many ancient ruins have been preserved underground and have not been actively utilized, such as establish parks.

1. 背景および目的—過去の人間活動の痕跡である埋蔵文化財は、人類の歴史を知るうえで重要な手掛かりとなる。1950(昭和25)年制定の文化財保護法では、これを国民の共有財産と保存・活用に努めるよう促しているが、高度経済成長期における国土開発に伴って、長らく記録保存のみに留まり、多くは、その後埋め戻されたり、破壊されてきた^[1]。しかし近年、わが国の観光立国の推進とともに、遺跡をはじめとする埋蔵文化財を観光資源とするような積極的活用に期待が寄せられている。一方で、地域記憶や文献資料が乏しい古代遺跡においては、完全な状態で保存されにくいことに加え、時代を大きく遡るため、利活用に向けた復元が難しいという課題もある。

以上を踏まえ、本稿では、江戸川中流で古代遺跡が集積する埼玉県春日部市と千葉県野田市を対象に、古代遺跡の利活用実態を明らかにすることを目的とする。

2. 対象地概要—本研究で対象地とする埼玉県春日部市および千葉県野田市は、約1万年前は縄文海進により海岸線が近くにあったことから、古代人類の生活の場の証である「貝塚」などの古代遺跡が多く点在している。上述の通り対象地内の遺跡の多くは埋め戻されているが、これを復元し史跡公園として活用する事例も見られた。

3. 研究方法—調査概要をTable1に示す。

Table1. Outline of the survey(調査概要) (This is original table by authors)

調査方法	地図資料・文献調査	現地調査	ヒアリング調査
調査期間	2021(令和3)年 4月29日 ~8月30日	2021(令和3)年 5月6日 ~7月28日	2021(令和3)年 8月16日・26日
調査内容	Google Maps 春日部市HP ^[2] 野田市HP ^[3] 埼玉県埋蔵文化財 情報公開ページ ^[4] ちば情報マップ ^[5] 令和元年度野田市内 遺跡発掘調査報告 ^[6] 国土地理院地図 ^[7] 春日部市 郷土資料館HP ^[8]	史跡公園と 保存状況 の把握	史跡公園や 遺跡の利活用 について

3. 結果および考察—両市における遺跡の保存状況をTable2に、ヒアリング調査結果をTable3に示す。本稿では、遺跡の名称と対象範囲が明記されている(消滅遺跡も含む)遺構遺物のうち先史時代(旧石器~古墳時代)のものを対象とする。

3-1. 遺跡総数と保存状況—遺跡総数は、春日部市が103ヶ所、野田市が287ヶ所であり、保存状況では、「遺構遺物地中保存」は、春日部市で96ヶ所(93.2%)、野田市で192ヶ所(66.9%)と、両市ともに圧倒的に多くなっていた。これは、道路や宅地等を建設する際に行われる地中調査により発掘されたために、遺構遺物の回収や埋め戻しを行い、本来の建設事業を継続する事例が多くみられた。次いで「史跡公園として一部保存」は、春日部市で3ヶ所(2.9%)、野田市で4ヶ所(1.4%)、「公園化されず一部保存」は、春日部市で4ヶ所(3.9%)、野田市で3ヶ所(1.0%)であった。

また、「遺跡完全消滅」については、春日部市で0ヶ所(0.0%)であるのに対し、野田市で88ヶ所(30.7%)と両市で大きく差がみられた。これは、野田市では調査記録の保存を重要視するため、何らかの理由で消滅した遺跡においても遺跡名を地図上にプロットして残すのに対し、春日部市では消滅した遺跡は遺跡名を登録から抹消させるといった、記録保存の在り方に違いがあるためである。このことから、遺跡の記録や保存のあり方には、各自治体の意向が影響することが捉えられた。

3-2. 遺跡利活用の現状—Table3の、「Q2. 遺跡の利活用方法」において両市に共通する遺跡の利活用方法として、小学校の授業教材、郷土資料館での展示、緑地を活かした憩いの場など、市民の学習教材としての積極的活用がみられた。

「Q3. 今後、遺跡の利活用促進を考えているか」については、春日部市で「はい」、野田市で「いい

え」と回答に違いがみられた。これは、春日部市では古代遺跡を活用した史跡公園計画があり、教育と観光を兼ねた資源の1つとして遺跡を活用したいという意向によると考えられる。野田市では、「現状保存が保全のあり方として理想である」という観点に基づき、積極的利活用は見込んでいないが、Q2より、小学校の校外学習等の学習教材としての活用は継続したい意向であった。

「Q4. 史跡公園の管理運営における問題点」では、春日部市では、遺跡の復元において極力その時代を反映してほしいという要望がある、野田市では、公園化に伴う修繕等があり、通常の公園管理と同様の問題が生じている。

「Q6. 公園以外で、地域住民によって利活用されている遺跡はあるか」については、両市とも「把握していない」という回答を得た。これは遺跡のほとんどが民有地であることが要因である。

4. まとめ—埼玉県春日部市と千葉県野田市における古代遺跡の利活用実態に着目した結果、多くの遺跡が地中保存され、公園化のような積極的な利活用が少ないことを捉えた。利活用の現状については、春日部市では遺跡を観光資源として利活用する取り組みや計画

がある一方で、野田市は遺跡の保全に積極的であり、主に学校教育での活用に留まっていた。このように立地および歴史的背景がほぼ同じ古代遺跡がある両市においても、保全や利活用への意向は異なる。

5. 謝辞—本稿におけるヒアリング調査に際し春日部市文化財保護課、野田市生涯学習課のご担当者様に多大なるご協力をいただきました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

6. 参考文献—[1]文化財保護法 昭和25年(1950年)5月30日法律第214号 [2]春日部市 HP http://www.city.kasukabe.lg.jp/bunka_sports/index.html, 2021.5.3 [3]野田市 HP <https://www.city.noda.chiba.jp/kurashi/kyoiku/bunka/1000550/index.html>, 2021.5.3 [4]埼玉県埋蔵文化財情報公開ページ https://www.pref.saitama.lg.jp/isekimap/saitama_zeniki.html, 2021.5.15 [5]ちば情報マップ <https://map.pref.chiba.lg.jp/pref-chiba/PositionSelect?mid=30>, 2021.5.15 [6]野田市教育委員会「令和元年度野田市内遺跡発掘調査報告」, 2020年発行 [7]国土地理院地図 https://maps.gsi.go.jp/#12/35.972588/139.828148/&base=std&ls=std%7Crelief%7Crelief_free&blend=11&disp=111&lcd=relief_free&vs=1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0fl&d=m 2021.7.3 [8]春日部市郷土資料館 HP <http://www.boe.kasukabe.saitama.jp/siryokan/top.html>, 2021.7.3

Table2. Outline of historic ruins (遺跡の保存状況) (This is original table by authors)

保存状況	春日部市(割合)	野田市(割合)
遺構遺物地中保存(民有地, 土地利用あり)	96ヶ所(93.2%)	192ヶ所(66.9%)
史跡公園として一部保存	3ヶ所(2.9%)	4ヶ所(1.4%)
公園化されず一部保存(民有地, 解説版あり)	4ヶ所(3.9%)	3ヶ所(1.0%)
遺跡完全消滅	0ヶ所(0.0%)	88ヶ所(30.7%)
遺跡総数	103ヶ所(100%)	287ヶ所(100%)

Table3. Results of the Hearing Survey(ヒアリング調査結果)

(This is original table by authors)

質問内容	春日部市	野田市
Q1. 民有地においても敢えて遺跡名を残す理由	そこに遺跡がある(あった)ことは、地域の歴史にとって重要な事だから。遺跡名を登録から抹消するのは、完全に消滅したと認める場合のみ。	民有地における埋蔵文化財包蔵地の多くは地下に遺跡を残したまま調査されていないことが現状で、遺跡名は今後の開発における発掘調査を実施する際の貴重なデータとなるため。
Q2. 遺跡の利活用方法	小学校の授業教材	○
	小学校の校外学習	—
	郷土資料館での展示	○
	その他公共施設での展示	—
	文化財巡り	○
緑地を活かした憩いの場	○	○
Q3. 今後遺跡の利活用促進を考えているか	「はい」 小学校への出張授業の教材として郷土資料館での展示 重要な遺物の文化財指定など	「いいえ」 発掘調査や活用も遺跡を破壊することになるため現状保存が保全のあり方として理想である。
Q4. 史跡公園の管理運営における問題点	竪穴住居広場の四阿が時代考証されたものでないため、文化財保護課あてに苦情が来る。	除草や修繕のための維持管理費が不足。落ち葉や土埃による苦情を受ける。不法投棄等の被害を受ける。
Q5. 今後公園化を計画している遺跡はあるか	「ある」 遺跡名：神明貝塚、公園規模：2-4ha 公園化に至った理由： 国の史跡指定に伴い、史跡の特徴や価値を市民に周知する必要があるため。	「ない」
Q6. 公園以外で、地域住民によって利活用されている遺跡はあるか	民有地であるので、把握し切れていない	把握していない
Q7. 市のご担当者がおすすめる遺跡	遺跡名：神明貝塚 今後公園計画のある遺跡。 現地表面に貝層が見える。	遺跡名：国史跡 山崎貝塚 大型馬蹄形貝塚の階層の広がりを見学することが出来る。定期的に表面の土をかき混ぜ、貝層を見せる取り組みがなされている。 遺跡名：市史跡 岩名古墳 東葛地方では数少ない横穴式石室(入口部分のみ)を見学できる。

[凡例] 表中の○は該当を示す。